

様式 - B

用語	水防団	水防協力団体	洪水予報	浸水想定区域
よみ	すいぼうだん	すいぼうきょうりょくだん たい	こうずいよほう	しんすいそうていき
根拠法 実施者	水防法	水防法	水防法、気象業務法 国土交通大臣、気象庁長 官、都道府県知事	水防法 国土交通大臣又は都 道府県知事
対象者			水防団、住民	関係市町村長へ通知
解説	水防管理団体が水防活動を行うために設置する団体である。多くの場合、消防団が水防活動を行っているが、消防団とは別に設置することができる。指定水防管理団体では、消防機関が十分に水防活動を行えない場合には、水防団を設置しなければならない。	水防団に協力して水防活動を実施する主体として、水防管理者が、公益法人及びNPO法人の申請に基づき指定した団体である。水防協力団体は、水防計画に基づき、水防団と密接な連携のもとに、水防活動に協力するとともに、円滑に協力ができるよう、水防訓練に参加することとしている。	河川で洪水が生じるおそれがある場合に発表される。国土交通省または都道府県知事が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表する。洪水注意報、洪水警報の2種類があり、これらを補足するために洪水情報が発表されることもある。個別の河川毎に、その状況を水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間先の予測値を示して発表される。	洪水により河川の氾濫等が生じた時に浸水が予想される区域。水防法で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報指定河川及び洪水予報河川以外の河川で特別警戒水位を定める河川について、氾濫した場合の浸水が想定される区域及び想定される水深を公表し、関係市町村に通知することになっている。
注意すべきポイント (防災上の注意すべき点)	水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の指揮の下に行動する。	水防協力団体は、水防計画に基づき、水防団との密接な連携のもと、水防活動に協力する。	市町村長は、この情報をもとに避難勧告、避難指示を行う。水防団は、この情報をもとに水防活動を行う。住民は、この情報をもとに自主的な避難活動を行う。	浸水想定区域内にある土地では、洪水時には注意が必要。河川管理者は洪水に備えて浸水想定区域の他、雨量や水位の情報など各種の情報を速やかに提供している。
その他			国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報を行う河川の区間を事前に指定する。これを洪水予報指定河川という。国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川など流域面積が大きい河川で、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定する。都道府県知事は、それ以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定する。	洪水ハザードマップ(関連用語) 浸水、氾濫(関連用語) 洪水予報(関連用語)